

国立大学法人群馬大学におけるネーミングライツ事業に関する基本方針

令和 7 年 6 月 5 日

学 長 裁 定

1. 趣旨

国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）は、その所有する施設及びスペース（以下「施設等」という。）に対し、公募による愛称を付与することにより、施設等の魅力向上を図るとともに、地方自治体、民間企業等を含む地域関係機関との連携を強化し、本学の教育研究環境基盤の向上を図るための財源獲得につながるネーミングライツ事業を実施する。

2. 定義

「ネーミングライツ」とは、企業名、商標名、企業ロゴ等を冠した愛称を付与する権利を、「ネーミングライツ・パートナー」とは、ネーミングライツを取得した者をいう。

3. 対象施設

本事業の対象施設は、本学が所有する全ての施設等とする。ただし、寄附者の氏名等を冠したものは除く。

4. 募集方法

ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募により行うのものとする。なお、募集に関する必要な事項については、別に定める。

5. ネーミングライツ・パートナー等の決定

ネーミングライツ・パートナー及び愛称は、国立大学法人群馬大学ネーミングライツ事業取扱要項第 6 に定めるネーミングライツ審査委員会が決定した審議の内容及び結果に基づき、役員会の議を経て、学長が決定する。

6. 協定の締結

対象施設等ごとにネーミングライツ・パートナーと協議の上、協定を締結する。協定期間は、原則として 3 年以上 5 年以下とする。